


所管部課	総務部職員課	部長	北田 和雄		
件名	東大和市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について				
	区分	○	1 審議事項	2 報告事項	
関係事項	条例規則	東大和市職員の給与に関する条例			
	部課機関				
1. 要旨					
<p>1) 改正の要旨</p> <p>市長等に支給する特別給（賞与）を0.25月引上げる。</p> <p>なお、東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）の上程に併せた内容とするものである。</p> <p>2) 施行日等</p> <p>公布の日から施行し、改正後の本条例の規定は、平成26年6月1日から適用する。</p>					
2. 経過（現時点に至るまでの経過）					
文書課審査済					
3. 留意事項（問題点等）					
4. 主管部処理案（検討結果等）					
<p>東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）と関連した条例改正であり、東京都における組合妥結後の事務処理のため、時間的余裕がなく、庁議付議する暇がないことから持ち回り庁議にて対応することとし、持ち回り庁議終了後、速やかに条例改正の手続きを進めたい。</p> <p>上記の条例を改正する議案を平成26年第4回市議会定例会に追加議案として提案したい。平成26年第4回市議会定例会で可決した場合は、上記のとおり施行したい。</p>					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。